

令和 7 年度市川市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定の基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に関し必要な事項を定め、その推進を図ることにより、障害者就労施設等に就労する障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等（以下「対象障害者就労施設等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく次の事業所等
 - ア 就労継続支援事業所（A 型及び B 型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設であって、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行うもの
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の規定に基づき、国又は地方公共団体から助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項第 3 号に規定する政令で定める事業所のうち次に掲げるもの
 - ア 特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 44 条第 1 項の認定に係る同項に規定する子会社をいう。）の事業所
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 2 号に規定する事業所をいう。）
- (4) 障害者優先調達推進法第 2 条第 3 項に規定する在宅就業障害者
- (5) 障害者優先調達推進法第 2 条第 4 項に規定する在宅就業支援団体
- (6) 複数の障害者就労施設等に対して、物品等のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者

3 調達の対象となる物品等

調達の対象となる物品等は、対象障害者就労施設等が供給する物品等とする。

4 調達目標

令和7年度は、令和6年度に対象障害者就労施設等から調達した実績を上回ることを目標とする。

5 調達の推進に関する基本的考え方

- (1) 障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、分野を限定することなく物品等の調達を行うよう努めるものとする。
- (2) 国及び本市における物品等の調達に関する他の施策との調和を図るものとする。

6 調達にあたっての留意事項

- (1) 予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に基づく随意契約を活用した調達を行うものとする。
- (2) 透明性の向上及び公正な競争の確保に留意しつつ、対象障害者就労施設等に対する物品等の調達に関する情報の提供に努めるものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) この方針は、市公式webサイト等により公表するものとする。
- (2) 年度終了後、対象障害者就労施設等からの物品等の調達額、物品及び役務ごとの調達額並びに主な調達品目を公表するものとする。

8 調達の推進体制

対象障害者就労施設等からの物品等の調達を、全庁的に一体となり効果的に推進していくため、庁内の連絡調整及び情報共有を図るものとする。

9 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉部障がい者支援課とする。

10 その他

物品等の調達のほか、障害者就労施設等による市役所内（出先機関含む。）での物品の販売や、市及び障害者就労支援関係団体等が実施するイベント等での販売のためのスペースの確保に配慮するなど、障害者就労施設等による販売機会の確保及び市民等へのPRの推進に努めるものとする。

11 施行期日

この方針は、令和7年4月1日から施行する。